

財務省第9入札等監視委員会
令和3年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年3月9日(水) 大阪合同庁舎第三号館 1階 会計課会議室	
委員	委員 中務 裕之(中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士) 委員 瀧 洋二郎(浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士) 委員 石田 眞得(関西学院大学法学部 教授)	
審議対象期間	令和3年10月1日(金)から令和3年12月31日(金)まで	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	一件	
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	4件	契約件名 : 国有地の境界確定測量等業務(春日合同宿舎)一式 契約相手方 : 土地家屋調査士法人岡田登記測量設計 (法人番号 8120005020668) 契約金額 : 2,966,265円 契約締結日 : 令和3年11月15日 担当部局 : 近畿財務局
		契約件名 : コンテナ検査センターにおける電動ローラーコンベアの調達一式 契約相手方 : 株式会社システムブレイン (法人番号 7430001007457) 契約金額 : 5,280,000円 契約締結日 : 令和3年12月28日 担当部局 : 大阪税関
		契約件名 : 神戸税関本関における電話交換機更新 契約相手方 : 難波電話電気工業株式会社 (法人番号 7140001017766) 契約金額 : 12,650,000円 契約締結日 : 令和3年12月24日 担当部局 : 神戸税関
		契約件名 : 舞鶴税務署、三木税務署及び和田山税務署のレイアウト変更に伴う備品移設及びLAN配線敷設業務 契約相手方 : 株式会社アキラ (法人番号 4120001004661) 契約金額 : 2,013,000円 契約締結日 : 令和3年12月13日 担当部局 : 大阪国税局
応札(応募)業者数1者関連	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地の境界確定測量等業務(春日合同宿舎)一式 ・コンテナ検査センターにおける電動ローラーコンベアの調達一式 ・舞鶴税務署、三木税務署及び和田山税務署のレイアウト変更に伴う備品移設及びLAN配線敷設業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>契約件名： 国有地の境界確定測量等業務（春日合同宿舎）一式</p> <p>契約相手方： 土地家屋調査士法人岡田登記測量設計（法人番号8120005020668）</p> <p>契約金額： 2,966,265円</p> <p>契約締結日： 令和3年11月15日</p> <p>担当部局： 近畿財務局</p> <p>発注にあたり近隣の業者から見積書や参考意見を徴したとのことであるが、地理的制約のない業務であり、もっと広い範囲で意見聴取すべきではないか。</p> <p>1者入札に関し、結果的に募集広報や周知が足りなかったとのことであるが、登録業者数が少ないのであれば、全社に声をかけても公平性は担保されるため、全社への通知なども検討されたい。</p> <p>特に作業場所である奈良の地元業者の探索はしっかり行うべき。</p> <p>業務期間が短すぎたのではないか。</p> <p>本件作業は翌年に延びてはいけないといった制約があったのか。</p> <p>1者入札の防止は事前にできるだけことをやるのがベストであり、別途チェック係を設けるなどの対応はできないか。</p>	<p>本局で作業を進めたため、当局の所在する中央区に事務所を置く業者を中心に作業を進めたもの、今後はこちらを踏まえ検討したい。</p> <p>情報提供や周知方法に関しては検討してまいりたい。</p> <p>ご指摘を踏まえ、留意していく。</p> <p>業者ヒアリングでは作業可能である旨確認していたが、結果的に地図訂正や道路管理者との調整等、作業量を勘案し、もう少し長く期間を設けるべきであった。</p> <p>本件作業の予算科目は繰り越すできない。</p> <p>すでに何重にもチェック（牽制）体制を講じているが、今回の入札結果を踏まえ、1者入札防止に向け競争性を高められるよう留意する。</p>

意見・質問	回答
<p>契約件名： コンテナ検査センターにおける電動ローラーコンベアの調達一式</p> <p>契約相手方： 株式会社システムブレイン (法人番号7430001007457)</p> <p>契約金額： 5,280,000円</p> <p>契約締結日： 令和3年12月28日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p> <p>予定価格積算のために見積書を徴した2者は、入札参加可能とみていた業者なのか。</p> <p>結果的にそのうち1者しか参加しなかったのか。</p> <p>2者からの見積り金額は近かったのか。</p> <p>今回の調達品は既製品ではなく、特注品か。</p> <p>参加資格がCのところBもDも参加させて、また、資格のない者で入札書の受領期限までに参加資格名簿に登載された者も参加させるのは、参加可能な者の範囲を広げようという趣旨か。</p> <p>履行が可能な業者を6者ほど把握していると説明があったが、その6者はすべて参加資格を有しているのか。</p> <p>それらの業者から、今回入札に参加されない理由などを聴取したか。</p> <p>納期が厳しいとのことだが、大阪税関としては急いでいたのか、3月末までに納品する必要があったのか。</p> <p>今回の調達は特殊な（発注から納品までのスケジュールがタイトな点に関して）案件ということか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>2者のうち1者は、等級Aであったため、参加できず、結果的に1者のみの参加となった。</p> <p>見積書比較のとおり、約100万円差がある。</p> <p>そのとおり。</p> <p>そのとおり。</p> <p>すべて参加資格を有している。</p> <p>聴取した。 参加しなかった業者からは、納期が厳しいということを知っている。</p> <p>納期は3月末までにする必要があった。 また予算措置を受けすぐに調達準備をしてこのスケジュール感となった。</p> <p>そのとおり。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名： 神戸税関本関における電話交換機更新 契約相手方： 難波電話電気工業株式会社 (法人番号7140001017766) 契約金額： 12,650,000円 契約締結日： 令和3年12月24日 担当部局： 神戸税関 </p> <p> 参考見積りでは、どの業者も同一の機種を挙げているが、仕様書で電話交換機の機種を指定しているのか。 </p> <p> 入札公告を早めて、納期に余裕を持たせる必要はなかったのか。 </p> <p> 3者が応札しているが、他の業者を発掘するなど、更なる工夫の余地はないのか。 </p>	<p> 仕様書においては、機種の指定は行わず既存の電話機との互換性のみを求めているが、調達規模から当該機種が最適であると判断したものと考えている。 </p> <p> 通常であれば十分な納期である。ただ、昨今の半導体不足等の状況からすると、若干納期が厳しいかもしれないとの話もあったが、実際には十分間に合うとのことであったため、納期は問題なかったと考えている。 </p> <p> 本件については、経済性を重視し、500台超の既存の電話機は継続利用、電話交換機のみ更新としたため、メーカーが限定されているが、電話機の台数の少ない他の庁舎における調達については、電話交換機と電話機とを併せて更新する仕様とし、メーカーが特定されない内容とするなど、応札者が増えるよう工夫しているところである。 </p>

意見・質問	回答
<p>契約件名：舞鶴税務署、三木税務署及び和田山税務署のレイアウト変更に伴う備品移設及びLAN配線敷設業務</p> <p>契約相手方：株式会社アキラ (法人番号4120001004661)</p> <p>契約金額：2,013,000円</p> <p>契約締結日：令和3年12月13日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p> <p>LAN配線工事は、特殊な技術が必要なものか。</p> <p>特殊な技術が必要でないのであれば、何者ほど入札に参加すると想定していたか。</p> <p>勧奨を行った6者のうち、1者を除いて辞退したということか。</p> <p>どういった理由なのか。</p> <p>3税務署並行して作業を行うのか。</p> <p>落札業者は事業所が近くにあるということか。</p> <p>地域で区分分けすれば、複数者の参加が見込まれるが、スケールメリットが働かないということか。</p> <p>実施時期についてどう考えているか。</p> <p>この入札に参加できるのは、入札参加資格がD等級の事業者であるが、参加業者が少数となる可能性を見込んでC等級へ広げたということだが、D等級の事業者は何者程いたのか。</p> <p>入札参加勧奨を行った業者にD等級の業者は見当たらなかったということか。</p>	<p>特殊な技術を必要とするものではない。</p> <p>入札参加への勧奨を行った6者である。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>3税務署の距離が離れており、この3税務署に対応できるような位置に事業所がなく、作業員を派遣することが難しいことが一因だったと考える。</p> <p>実施時期を12月または1月としており、並行しての作業ではない。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>そのとおりである。 しかし、区分分けにより、地元事業者同士での競争性が働く可能性はあると考える。</p> <p>確定申告等税務署の繁忙期では対応が難しいため、繁忙期前にレイアウト変更を済ませる目的があった。 しかし、事業者の繁忙期も考慮して、実施時期をずらしていれば、複数者の入札参加があったのではないかと考える。</p> <p>入札勧奨した業者は6者である。この中にD等級の者はいなかった。</p> <p>結果的にC等級の業者のみとなった。</p>

意見・質問	回 答
<p>比較的簡単な作業であり、多くの業者が参加可能と思われるが、どのようにこの6者を抽出したのか。</p>	<p>過去の類似する契約案件を基に抽出している。</p>
<p>公告期間は十分であったか。</p>	<p>法令上の期間は10日以上となっているところ、18日間設けており、十分な広告期間と考えている。ただし、期間を延ばすことで、より多くの事業者の目に触れる可能性はあったと考える。</p> <p>また、開札から納期までの期間が短かったことも原因と考え、この期間を十分確保していきたい。</p>
<p>契約金額を税務署数で割ると、1署あたり70万円程度になるが、随意契約できる案件ではなかったのか。</p>	<p>レイアウト変更という同種案件であり、12月から1月の同時期であったため、まとめて入札を行った。</p>
<p>入札かそれぞれ随意契約を行った方が良いか、今回の案件を今後の参考にしていきたい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>入札の参加勧奨については、この業務を引き受けることが可能な事業者を把握した上で、勧奨をしていただきたい。公平な形になるよう、応札者を増やす取り組みとして、入札の機会を周知する仕方の工夫をお願いしたい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>備品の移設とLAN配線の敷設はセットで契約する必要があったのか。</p>	<p>備品の移設後、同日に床下を開けてLAN配線を敷設する必要があったため、ひとつの契約とした。</p>